

令和8年度岡山市障害者（児）福祉施設等整備方針

1 基本方針

岡山市障害者プラン及び第7期岡山市障害福祉計画・第3期岡山市障害児福祉計画に合致する確実性を有する施設整備計画であって、単年度の計画であるもののうち、緊急性の高いものから、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」「次世代育成支援対策施設整備交付金」等を活用し、予算の範囲内で若干数の障害福祉サービス事業所等の施設整備に対し支援を行う。整備対象施設（国庫補助金の国協議等の対象となる施設をいう。以下同じ。）の決定に当たっては、「岡山市社会福祉法人設立認可及び社会福祉施設整備等審査会」において審査し、承認を得ることを要する。

2 整備対象施設等について

整備の対象となる施設は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、創設については、次項第2号に掲げる事業を行う施設に限る。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援を除く。）を行う施設
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2に規定する障害児通所支援（保育所等訪問支援のみ、また居宅訪問型児童発達支援のみを整備するものを除く。）を行う施設
- (3) 児童福祉法第7条第1項に規定する障害児入所施設

3 整備内容

整備内容は、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」等、市の補助金の対象となる整備であって、次の区分に応じそれぞれいずれかに該当する岡山市が整備の必要性を認めるものとする。

- (1) 耐震化整備、スプリンクラー整備等、改築、増築、大規模修繕等
 - ア 未耐震の施設の耐震化整備
 - イ 防火対策強化のためのスプリンクラー整備等
 - ウ 改築、増築、大規模修繕等
 - (ア) 災害発生時等における利用者の安全確保のための緊急的な整備
 - (イ) 関係法令等の改正に伴い、法令上の基準を満たさないなど緊急的な対応が必要となる整備
 - (ウ) 一定年数を経過し老朽化のため使用に堪えなくなった施設の改修、入所者等のニーズに合わせた施設の改修その他の大規模修繕等、改築、増築等であって、岡山市が必要と認める整備。ただし、障害者支援施設、障害児入所施設の定員増を目的とする整備を除く。
 - (エ) 前各号に掲げるもののほか岡山市が必要と認める整備
 - エ 防犯対策及び安全対策の強化に係る整備
- (2) 創設 ニーズが高く、引き続き相当量の利用が見込まれ、一層の拡充を図る必要があると認められるサービス、ニーズは高いものの事業者の新規参入が進まないサービス等、サービス量を確保することが必要と認められる整備。ただし、原則として整備計画が次のいずれかに該当する場合を除く。

- ア 障害者支援施設又は障害児入所施設の創設（現在定員の増加を行わない場合を除く）。
- イ 児童発達支援センターの創設（既存施設の移転に伴う場合を除く）。
- ウ 岡山市障害福祉計画（岡山市障害児福祉計画を含む。以下同じ）における見込み量を実績が大きく上回っている等、整備計画と同種のサービスを提供する指定障害福祉サービス事業者等が市内に十分に存在し、かつ、事業者の新規参入が進んでいるサービス（就労継続支援、障害児通所支援）。ただし、整備計画のなかで計画する支援が岡山市障害福祉計画の推進に特に資すると認められる場合を除く。
- エ 整備計画と同種のサービスを提供する指定障害福祉サービス事業者等が近隣地域に存在するとき。ただし、同地域におけるサービスの利用見込み量が、同地域のサービス提供量を大きく上回っている場合又は第5項に掲げる場合を除く。

4 整備計画の優先順位

整備計画の優先順位は次の大項目の順序とするが、法人の適格性、整備計画・運営計画の妥当性等を総合的に勘案して決定する。

大項目		中項目		細目	事業
A	至急実施すべきもの	1	(1)ア 未耐震の施設の耐震化整備		耐震化整備
		2	(1)イ 防火対策強化のためのスプリンクラー整備等	社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知）において対象となる整備	スプリンクラー整備
		3	(1)ウ 改築、増築、大規模修繕等	社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知（以下「大規模修繕通知」という。）1対象事業の表区分の項中、第5号、第8号に該当する整備）及びこれと目的を同じくする改築等の整備	大規模修繕通知5、8（以下数字部において同じ）
				- 関係法令等の改正に伴い、法令上の基準を満たさないなど緊急的な対応が必要となる整備 - 大規模修繕通知の表区分の項中第6号に掲げる整備	6
				老朽民間社会福祉施設整備の対象となる整備（例、RC造で築50年を経過したもの又は現存率70%以下）	民老

B	市として緊急性を認めるもの	4	(1)エ 防犯対策及び安全対策の強化に係る整備	「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」の通知において対象となる整備	防犯
C	できるだけ早く実施すべきもの	5	(1)ウ 改築，増築，大規模修繕等	一定年数（概ね１０年）を経過し老朽化のため使用に堪えなくなった施設の改修。ただし、大規模修繕通知の表区分の項中第１号、第２号、第３号に該当する整備のうち老朽度調査の結果、現存率が７０％を越え８０％以下のものに限る。	１，２，３
				大規模修繕通知の表区分の項中第１０号（グループホーム改修整備）、第１１号（短期入所事業改修整備）、その他の大規模修繕であって緊急性が認められる整備	１０，１１
				・大項目Ｃ中項目５に掲げる大規模修繕と目的を同じくする改築、増築等の整備 ・大規模修繕通知の表区分の項中第１２号に掲げる事業のうち、利用者(重症心身障害者、医療的ケアを必要とする者その他これに準ずる者)の支援の必要性から特に必要と認められるｽﾌﾟﾘﾝｸﾞｰ整備	１２
		6	(2) 創設	【創設】岡山市障害福祉計画において、拡充が求められている整備(共同生活援助、生活介護(主として重度の障害者を対象とするもの又は入浴支援を行うもの)又は短期入所に限る。)	
D	必要性が認められるもの	7	(2) 創設	【創設】C6を除く、本方針の３整備内容(2)創設に該当する整備	整備計画
		8	(1)ウ 改築，増築，大規模修繕等	大項目Ａ、Ｃに掲げるものを除く大規模修繕通知の表区分の項中第１号、第２号、第３号に該当する整備（老朽化対策）、第４号施設の模様替、第７号介護用リフト等特殊附帯工事、第９号生産設備近代化整備、第１２号障害福祉サービス事業等改修整備、第１３号その他施設における大規模な修繕等及びこれに準ずる増改築等の整備	4,7,9,13等

E	必要性 が認め られな いもの	9	上記のいずれにも該当しない 事業	【創設等】岡山市障害福祉計画上、実績が サービス見込み量を大きく上回る事業であ って、事業者の新規参入も進んでいる事 業、これに準ずる増改築、岡山市が補助金 を交付してサービス量を確保する必要のな い整備	
---	--------------------------	---	---------------------	---	--

※社会福祉施設等施設整備費国庫補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とならない事業は、対象とならないため、上表には含まれない。

5 優先する計画内容

施設整備計画が次のいずれかに該当する場合には、その内容に応じて優先的に取り扱う。

- (1) 在宅の重度の医療的ケアを必要とする障害者を対象とした生活介護事業又は短期入所事業を行う整備であって、重度の障害を有する利用者ニーズに則した居室や浴室、機械浴設備の設置等の整備を積極的に行うもの。なお、法人が作成する整備計画にあっては、将来的な見通しが明確に示されているものでなければならない。
- (2) 市内におけるサービスの空白地域（半径3km 以内に別法人の同種既存施設がない）での整備を行うもので、市内における障害福祉サービス事業者数が少なく、恒常的にサービス提供量が不足しているサービスに係る整備計画。
- (3) 今後、一層の拡充を図る必要があると認められるサービスであるものの、事業者の新規参入が進まない等の理由により、岡山市において必要と見込まれる当該サービスの供給量を確保することが困難であるため、必要と認められる整備計画（就労移行支援、就労定着支援、地域移行支援、地域定着支援）。
- (4) 障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、障害者が地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立、緊急時の受入れ、近隣施設との連携等に配慮した運営計画を有する共同生活援助（以下「グループホーム」という。）、短期入所の施設整備計画。
- (5) グループホームの創設においては、既存の自己所有物件の建物を改修し、新規にグループホームを実施するもの。